

令和5年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（令和4年度において普及率70%）については、国、地方公共団体、関係団体等の協力を得て普及活動を進め、前倒しで令和3年12月に達成している。

JWセンターでは、引き続き2.（1）重点普及対象をはじめとする排出事業者及び加入の少ない収集運搬業者に電子マニフェストへの加入を促進することにより、令和5年度末において加入者数は33.5万者、年間登録件数は4,100万件の普及を見込んでいる。

あわせて、システムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

1. 令和5年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
令和4年度 実績見込み	3,730	40,400	226,500	270,630	26,000	9,850	306,480	38,450,000 (76.9%)
令和5年度 見通し	3,770	44,200	250,000	297,970	27,400	10,030	335,400	41,000,000 (82.0%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、引き続き、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的に少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用を積極的に働きかける。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）をWeb会議システム等を活用して開催する。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図る。

令和4年10月にホームページのFAQに導入したチャットボットは効果が得られたことから、さらなる充実を図る。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムは、電子マニフェストの登録件数が伸び、その処理量が増加する中、令和5年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を継続し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

4. 電子マニフェスト情報の利活用の推進

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の利活用に積極的に取り組む。産業廃棄物の統計・各種届出等へのデータ活用や電子マニフェストBIツールを用いた統計情報をホームページに定期的に掲載するほか、情報提供の高度化に向け、データ精度の向上や付加価値の高い情報提供の手法等について引き続き検討する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

講習会はオンライン講義と会場試験を組み合わせた講習会（オンライン形式）とあわせて、受講者ニーズを踏まえ、従来の対面による講習会（対面形式）についても実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）

1 課程

(1) 講習会の開催計画（試験回数）

1) 新規講習会	279 回	14,750 名
2) 更新講習会	407 回	22,150 名
3) 特管責任者講習会	246 回	16,100 名
4) PCB講習会	6 回	300 名
計	938 回	53,300 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) 講習会Web申込システムの運用

令和4年4月に運用を開始した講習会Web申込システムについて、引き続き安定稼働に努める。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」及び業種別のマネジメント研修会（建設業）についてWeb会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を実施する。

産業廃棄物マネジメント研修会	20 回	2,000 名
建設業マネジメント研修会	4 回	400 名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者や感染性廃棄物処理業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、地方公共団体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策やデータ分析ツールを利用した情報利活用の高度化を検討するための調査を実施する。
- (2) 廃棄物処理分野の将来を見据えて、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組状況、バイオマスの利用促進や太陽光パネルのリサイクル推進の取組状況等に関する調査を実施する。
- (3) 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、整理を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、政府の関係事業への協力等を実施する。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」について、再開を検討する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

(1) 発行回数 年4回(季刊)

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍「廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(令和5年版)」の編集及び販売協力を行う。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者(電子マニフェスト加入者や講習会等の受講者を含む。)に対する情報提供を行う。

また、各種事業の情報提供のほか、さまざまな機能を持ち事業の実施において活用しているホームページについて、より一層の利便性向上を図る。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係3団体((公社)全国産業資源循環連合会、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター)の共催による産業廃棄物と環境を考える全国大会は、再開について調整する。

2. JWセンターの業務・情報システムの再構築

多様化する講習会等の開催形式に対応するために講習会等の管理システムの再構築及びWeb申込システムの拡張を行い、令和4年4月から段階的に運用を開始している。令和5年度は、引き続き利便性向上のための機能改善を進める。

電子マニフェストの利用料金の請求業務に係る課金請求システムは、令和5年度はインボイス制度(令和5年10月施行)への対応等の改修を行う。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化等

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格であるISO27001の実践・維持向上に引き続き努める。

4. Web 講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上や国、地方公共団体に対する貢献等を目的に令和2年度より実施している「廃棄物処理法初心者のためのWEB講座」を引き続き、Web会議システムを利用して開催する。

VIII その他

1. 事務所移転

現事務所（千代田区）に移転してから10年が経過したこと、役職員の増加やWeb会議の導入などレイアウト変更も必要になっていること等から、令和5年5月8日に事務所を移転する。

2. インボイス制度の対応

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度（消費税の仕入税額控除の保存方式）に対応する（適格請求書発行事業者登録完了済（令和4年6月9日））。